

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第20号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1～45 略			1～45 略		
46 建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可に関する事務	略		46 建築基準法第85条第5項の規定に基づく許可に関する事務	略	
47 建築基準法第85条第7項の規定に基づく許可に関する事務	略		47 建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可に関する事務	略	
48～59 略			48～59 略		
60 建築基準法第87条の3第6項の	略		60 建築基準法第87条の3第5項の	略	

改正後		改正前	
規定に基づく許可に関する事務		規定に基づく許可に関する事務	
61 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく許可に関する事務	略	61 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく許可に関する事務	略
62～69 略		62～69 略	
別表第5（第2条関係）		別表第5（第2条関係）	
事務の種別	手数料を徴収する事務	事務の種別	手数料を徴収する事務
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務（住宅を新築する場合に限る。）	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「 <u>確認書等</u> 」	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（3の項に掲げる申請を除く。）に関する事務（住宅を新築する場合に限る。）	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書（以下「 <u>確認書</u> 」 <u>という。</u> ）若しくは同項に規定する住宅性能評価書（以下
	ア 略 イ 共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下「区分所有住宅」という。）を除く。以下この表において同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項から4の項まで，5の項（2），6の項（2）及び7の項（2）において同じ。）の区分に応じ，それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）		ア 略 イ 共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下「区分所有住宅」という。）を除く。以下この表において同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項から3の項まで，4の項（2）及び5の項（2）において同じ。）の区分に応じ，それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）

改正後			改正前		
	という。)の提出があった場合の認定申請に対する審査	(ア)～(ク) 略 ウ 略		「住宅性能評価書」という。)又はこれらの写しの提出があった場合の認定申請に対する審査	(ア)～(ク) 略 ウ 略
	(2) 確認書等の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	略		(2) 確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの提出がなかった場合の認定申請に対する審査	略
2 長期優良住宅建築等計画の認定の申請(4の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	(1) 確認書等の提出があった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 1万8,700円 イ及びウ 略	2 長期優良住宅建築等計画の認定の申請(3の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	(1) 確認書又はその写しの提出があった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 18,700円 イ及びウ 略
	(2) 確認書等の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 7万400円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 16万5,700円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以		(2) 確認書及びその写しの提出がなかった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 7万400円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 16万5,700円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以

改正後			改正前		
		内のもの 26万5,300円 (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 52万4,300円 (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 93万9,200円 (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 161万4,800円 (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 298万7,800円 (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 426万9,000円 (ク) <u>30,000㎡を超えるもの</u> <u>522万9,700円</u> ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ, それぞれに定める額			内のもの 26万5,300円 (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 52万4,300円 (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 93万9,200円 (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 161万4,800円 (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 298万7,800円 (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 426万9,000円 (ク) <u>30,000㎡を超えるもの</u> <u>522万9,700円</u> ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ, それぞれに定める額
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に関する事務	(1) 確認書等の提出があった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 1万8,700円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 3万4,300円 (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以			

改正後			改正前		
		内のもの 5万6,700円 (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 9万4,600円 (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 15万1,900円 (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 23万2,000円 (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 39万4,300円 (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 49万9,400円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 56万7,000円 ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ, それぞれに定める額			
	(2) 確認書等の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 7万400円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 16万5,700円 (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 26万5,300円			

改正後			改正前		
		(ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 52万4,300円 (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 93万9,200円 (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 161万4,800円 (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 298万7,800円 (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 426万9,000円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 522万9,700円 ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ, それぞれに定める額			
<u>4</u> 略			<u>3</u> 略		
<u>5</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画(同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(8の項及び9の	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について, 当該変更の内容に係る確認	略	<u>4</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画(同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(6の項及び7の	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について, <u>登録住宅性能評価機関が交</u>	略

改正後			改正前		
項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を新築する場合に限る。)	書等の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査		項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を新築する場合に限る。)	付する当該変更の内容に係る <u>確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写し</u> の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	
	(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 略 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア)～(カ) 略 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 33万2,900円 (ク) 略 ウ 略		(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 略 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア)～(カ) 略 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 33万2,900円 (ク) 略 ウ 略
6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(8の項及	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長	ア 略 イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分)にあっては、当該増加する部分)の床	5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(6の項及	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長	ア 略 イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分)にあっては、当該増加する部分)の床

改正後			改正前		
び9の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	期優良住宅建築等計画の変更について、 <u>当該変更の内容に係る確認書等</u> の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア)～(カ) 略 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 426万9,000円 (ク) <u>30,000㎡を超えるもの</u> 522万9,700円 ウ 略	び7の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	期優良住宅建築等計画の変更について、 <u>確認書及びその写し</u> の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア)～(カ) 略 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡ <u>が</u> 以内のもの 426万9,000円 (ク) <u>30,000㎡を超えるもの</u> 522万9,700円 ウ 略
	(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 9,300円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 3万4,300円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 5万6,700円 (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 9万4,600円 (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 15万1,900円 (オ) 5,000㎡を超え、10,000		(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 9,300円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 3万4,300円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 5万6,700円 (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 9万4,600円 (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 15万1,900円 (オ) 5,000㎡を超え、10,000



改正後			改正前		
		<p>㎡以内のもの 23万2,000円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 39万4,300円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 49万9,400円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの 56万7,000円</p> <p>ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ, それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)</p>			<p>㎡以内のもの 23万2,000円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 39万4,300円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡<u>が</u>以内のもの 49万9,400円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの 56万7,000円</p> <p>ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ, それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)</p>
7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅維持保全計画(同法第10条第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請に関する事務	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅維持保全計画の変更について, 当該変更の内容に係る確認書等の提出がなかった場合の変更の	<p>ア 一戸建ての住宅 3万5,200円</p> <p>イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分)にあっては, 当該増加する部分)の床面積をいう。)の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額)</p>			

改正後		改正前		
	<p>認定申請に対する審査</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 16万5,700円</p> <p>(イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 26万5,300円</p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 52万4,300円</p> <p>(エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 93万9,200円</p> <p>(オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 161万4,800円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 298万7,800円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 426万9,000円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの 522万9,700円</p> <p>ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分にあっては, 当該増加する部分)の床面積をいう。)の区分に応じ, それぞれに定める額</p>			
	<p>(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査</p> <p>ア 一戸建ての住宅 9,300円</p> <p>イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を</p>			

改正後			改正前		
		<p>当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 3万4,300円</p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 5万6,700円</p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 9万4,600円</p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 15万1,900円</p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 23万2,000円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 39万4,300円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 49万9,400円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの 56万7,000円</p> <p>ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p>			
8 長期優良住宅の	長期優良住宅の	ア 一戸建ての住宅又は共同住	6 長期優良住宅の	長期優良住宅の	ア 一戸建ての住宅又は共同住

改正後			改正前		
普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	宅等 <u>4</u> の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項, 62の項又は66の項に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) を合算した額 イ 区分所有住宅 <u>4</u> の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項, 62の項又は66の項に定める額を合算した額	普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	宅等 <u>3</u> の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項, 62の項又は66の項に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) を合算した額 イ 区分所有住宅 <u>3</u> の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項, 62の項又は66の項に定める額を合算した額
<u>9</u> 略			<u>7</u> 略		
<u>10</u> 略			<u>8</u> 略		
<u>11</u> 略			<u>9</u> 略		

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。